

維持管理・運営委託契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答
		頁	条	項	号	細目	タイトル		
1	維持管理・運営委託契約書(案)	2	第1条	11			総則	「この契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータ」とございますが、入札説明書等や貴局より開示いただける情報、その他受注者が合理的な手段を用いて入手できる情報を指しており、受注者が経済的に合理的な手段を用いても入手できない情報については含まれないと理解してよろしいでしょうか。現状、入札説明書等で開示されている情報だけでは、全ての情報を事業者側が得るのは難しく、また既設図書につきましてもどこまで開示いただけるか不明の状況のため、「利用しうる全ての情報及びデータ」の定義を確認させていただきたくお願いいたします。	ご理解のとおりです。
2	維持管理・運営委託契約書(案)	3	第2条				契約の保証	履行保証は業務実施年度毎に付保することで宜しいでしょうか。長期間(19.5年間)有効な履行保証保険や銀行保証は困難であり、通常1年毎の更新となります。	ご理解のとおりです。
3	維持管理・運営委託契約書(案)	5	第5条	1			許認可の取得	実施方針資料2 リスク分担保表 にございます許認可のリスク分担保について、適宜反映をお願いいたします。反映の際、「実施方針に関する意見回答」No.20、21の点につきご考慮をお願いいたします。	第5条に規定のとおりとします。 発注者の帰責事由による許認可取得遅延があった場合については、指定期日の延期(第21条)や、事業者に損害が発生した場合には民法の一般原則に従って賠償する等、然るべく対応させていただきます。
4	維持管理・運営委託契約書(案)	5	第7条	2			著作権の譲渡等	総則第1条第3項にある通り、成果物の中に受注者の秘密を含む場合は、自由に公表されないと理解してよろしいでしょうか？現時点では、成果物の様式・記載される項目が未定ですので確認させていただく次第です。	本契約において想定する成果物は、本施設等を維持管理・運営するにあたって必要なものであって、本契約の終了後の他業者への引継等に際して公表は不可避であり、基本的に秘密にしておくことはできないものと考えますが、具体的な秘密の内容によっては成果物の取扱方法について協議させていただきます。
5	維持管理・運営委託契約書(案)	10	第14条	3			業務報告書の保管	事業終了後5年間、各種記録の保管が代表企業の義務として課されていますが、維持管理・運営業務を実施する構成員でも各種記録の保管を可能とさせていただけないでしょうか。SPCより各社に直接業務を委託するため、全ての情報を代表企業で管理することは、実態として難しいと考えております。	原則、代表企業で管理してください。ただし、代表企業が、各種記録の保管について把握しており、公営企業局の要望に対して即座に対応できる場合、代表企業が全ての管理を行う必要はありません。
6	維持管理・運営委託契約書(案)	12	第18条	5			不可効力	「不可抗力」について、疫病、感染症、それに準ずる政府の行為や業務への影響等は含みませんか。 国土交通省より令和2年5月4日付で公布された「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について」では、「新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。」との記載があるため。	予見できずに通常避けることができない場合は不可抗力に該当します。
7	維持管理・運営委託契約書(案)	12	第18条	5			要求水準等未達の是正措置等	「不可抗力」には、コロナウィルスのような「疫病」も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	No.6の回答を参照ください。

維持管理・運営委託契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答
		頁	条	項	号	細目	タイトル		
8	維持管理・運営委託契約書(案)	13	第22条	1及び2			遅延損害金	同じ事象について、本条第1項及び第2項の遅延損害金と第27条の契約代金の減額が二重に課されることはないと考えておりますが、このように理解してよろしいでしょうか。	遅延損害金を徴収して指定期日を延期した場合には、延期後の指定期日に間に合う限り、契約に定める内容を満たしていることになり、第27条は適用されません。
9	維持管理・運営委託契約書(案)	13	第22条				遅延損害金	「入札説明書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合」というのは具体的にどのような事象を想定しているのでしょうか。 また入札説明書別紙3において、ペナルティの規定がある中で、本契約においては遅延損害金の発生についても規定があり、事業者側に過剰な負担があるように思います。遅延損害金は設計・建設期間における工期遅延を想定して作成されている条項であり、維持管理・運営委託契約における業務の内容、性質を勘案すると、馴染まないかと思いますので、本条項の適用につき、再検討いただきたくお願いいたします。	第1文は、例えば指定期日までに維持管理業務に属する保守点検を行えなかった場合等が考えられます。 第2文は、No.8で回答したとおりです。
10	維持管理・運営委託契約書(案)	14	第22条	2			遅延損害金	本項における「契約金額」とは、受注者が既に支払いを受けた代金を控除した金額と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	維持管理・運営委託契約書(案)	17	第30条	2			本施設等の補修・修繕	「補足、修正または変更が必要な箇所を発見した場合には」とございますが、貴局より適宜ご指摘をいただくのは、あくまでも、当該補足、修正または変更を行わない限り、本施設が要求水準等未達となるような場合に限定される、と理解してよろしいでしょうか？ 民間事業者として、自らの費用と責任のもと修繕等計画を立案・遂行することで、本施設等が要求水準等未達とならないことを目標としているところ、当該目標から外れた補足、修正または変更の指示について貴局との協議の機会が設けられておらず、そのままご指示に従うことで当初の目標から外れ、要求水準等未達につながることをおそれ、確認させていただく次第です。	ご理解のとおりです。
12	維持管理・運営委託契約書(案)	18	第35条	2			原状回復義務	履行期間終了又は契約終了時には、入札説明書等に従い施設性能等の確認を行うことが定められていますが、当該確認の終点について、本条では「この契約の終了日までの間(即時契約解除の場合には、この契約終了日から6か月を経過するまでの間)」とある一方、第42条第1号において実施することが規定される性能確認については、「この契約の期間満了日の6か月前から1か月前までの間」との規定がございます。 受注者による業務終了に伴い実施する本施設の性能確認については、以下理解をすればよろしいでしょうか？ ①契約期間満了の場合： 期間満了の6か月前から1か月前までの間に実施する。 ②解除の場合： 契約が解除された日から6か月以内に実施する。	ご理解のとおりで結構です。 第35条及び第42条の規定は修正します。

維持管理・運営委託契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答
		頁	条	項	号	細目	タイトル		
13	維持管理・運営委託契約書(案)	18	第35条	4			原状回復義務	「発注者は、入札説明書等所定の基準のいずれかが満たされていないと認めた場合、入札説明書等所定の基準をすべて満たすために必要な補修、修繕その他の措置を」とございますが、「入札説明書等」ではなく「要求水準等」の誤りではないでしょうか？事業期間終了後の本施設等の性能等について確認する水準は、要求水準等に記載された内容に従うものと認識しており確認させていただく次第です。	「入札説明書等」には第1条に定義しているとおり要求水準書を含んでおります。性能等については、要求水準書の記載を中心に確認させていただくことになります。
14	維持管理・運営委託契約書(案)	18	第35条				原状回復義務	受注者は、この契約の終了までに、その管理する物品等を撤去し、維持管理・運営開始日を基準として本施設等を原状に回復したうえで(ただし、期間経過に伴う通常損耗及び劣化は回復を要しない。)、本施設等を継続して使用可能な状態にして、速やかに発注者に本施設等を明け渡さなければならない。」とあります。通常損耗及び劣化回復を除く原状回復とは具体的にどのような回復を想定していच्छいいますでしょうか？	受注者において管理される物品等の撤去の他、通常の損耗及び劣化とは言えない、受注者が本施設等に付けられた傷や損壊等の修復を想定しております。
15	維持管理・運営委託契約書(案)	19	第36条	1	(2)		発注者の解除権	本項第1号において同内容が記載されるため、第2号における「本業務に着手すべき期日を過ぎても本事業に着手しないとき」は不要ではないでしょうか？	第1号を削除し、これに伴い第2号以下の号数を繰り上げます。
16	維持管理・運営委託契約書(案)	19	第36条	2	(2)		発注者の解除権	第2号がないようですが、改行が漏れているようです。	維持管理・運営委託契約書(案)を修正します。
17	維持管理・運営委託契約書(案)	21	第36条の2	1			契約が解除された場合等の違約金	違約金について「契約金額の10分の1に相当する額」として規定されておりますが、一方で、契約の保証金としては「契約金額を19.5で除した額の10分の1」との記載がございます。保証金も違約金も、いずれも義務の履行がなされない場合に貴局に対して損害を賠償する類のものであり、また第3項において契約保証金を違約金に充当することを念頭においておられることを踏まえると、違約金についても「契約金額を19.5で除した額の10分の1」が正と理解しますがよろしいでしょうか？	違約金額については第36条の2、保証金額については第25条に規定のとおりです。違約金は契約違反の場合に課される制裁金であって、損害があれば別途損害賠償義務が生じます。また、契約保証金は契約違反に備えて予め納付いただくものであり、それを損害賠償に充当する可能性はありますが、損害賠償そのものではありません。
18	維持管理・運営委託契約書(案)	21	第37条				談合その他不正行為による解除	本事業に直接関わる談合その他不正行為が生じた場合に本条項が適用されるものとして頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。第37条の「この契約に関して」という部分は「本事業の契約手続に係る」に修正します。
19	維持管理・運営委託契約書(案)	22	第37条				談合その他不正行為に係る違約金等	本事業に直接関わる談合その他不正行為が生じた場合に本条項が適用されるものとして頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。第38条の「この契約に関して」という部分は「本事業の契約手続に係る」に修正します。
20	維持管理・運営委託契約書(案)	23	第40条	2			受注者の解除権	「前条第2項」とございますが、第39条第2項と理解すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりであり、「第39条第2項」に修正します。

維持管理・運営委託契約書(案)に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答
		頁	条	項	号	細目	タイトル		
21	維持管理・運営委託契約書(案)	24	第41条の2				特定事業契約の終了	柱書に「(契約不適合責任に係る修補請求等を含むが、これに限られない)」とございますが、本契約に契約不適合責任の定めはないと考えますが誤記載でしょうか。	本契約に基づいてなされた補修・修繕等についての契約不適合という趣旨です。
22	維持管理・運営委託契約書(案)	25	第42条	3			契約終了時の措置	業務水準書とありますが、これは要求水準等の誤りでしょうか？業務水準書の定義がございましたので、お伺いいたします。	「業務水準書に示した性能等」を、「入札説明書等及び事業提案書に定める水準を満たす機能及び性能等」に修正します。第1項も同様です。